

6 「三重県地球温暖化対策推進条例」(案)の骨子について

1 「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」の答申

県では、平成24年1月、三重県環境審議会に対し、「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について諮問し、計6回の地球温暖化対策部会を経て、この9月に答申をいただきました。(別添資料1のとおり)

その答申をふまえて、今回、「三重県地球温暖化対策推進条例」(案)の骨子(別添資料2のとおり)をとりまとめました。

2 「三重県地球温暖化対策推進条例」(案)の特徴

(1) 総合的・体系的な規定

従来の「三重県生活環境の保全に関する条例」では、地球温暖化対策に係る体系的な規定はなく、地球温暖化対策に係る直接の規定としては、大規模工場(省エネ法の第1種、第2種エネルギー管理指定工場)に係る「地球温暖化対策計画書」の策定・提出義務のみでした。

これに対し、新たに制定する「三重県地球温暖化対策推進条例」(案)では、長期的・総合的な観点から地球温暖化対策を進めることを目的に、①事業活動における地球温暖化対策、②自動車の使用における地球温暖化対策、③建築物における地球温暖化対策、④消費生活における地球温暖化対策、⑤廃棄物の発生抑制等、⑥再生可能エネルギーの導入、⑦森林の整備及び保全、⑧地球温暖化による影響への適応、⑨地球温暖化対策に関する教育及び学習等、⑩催しの開催における地球温暖化対策など、地球温暖化対策に関わる全ての事項を体系的に規定しています。

(2) 指針の作成

①事業活動における地球温暖化対策指針、②自動車の使用における地球温暖化対策指針、③建築物における地球温暖化対策指針を県が策定し、各種努力規定と合わせて、事業者等による自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促していきます。

(3) 新たな考え方の規定

地球温暖化による影響への適応などの新たな考え方を条例に規定し、県としてその取組を促進していきます。

3 今後のスケジュール

平成25年11月	定例会議に条例案を提出
平成26年4月	条例施行

4 その他

今回の条例制定に併せて、「三重県生活環境の保全に関する条例」の一部改正を行います。

条例制定の背景

- これまでの地球温暖化対策の取組
 - ◎「三重県地球温暖化対策推進計画」の策定(平成12(2000)年)
 - ◎温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対する地球温暖化対策計画書の作成義務化(「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13(2001)年))
 - ◎三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS：ミームス)の認証制度の導入(平成16(2004)年)
 - ◎「三重県地球温暖化防止活動推進センター」の指定(平成16(2004)年) など
- 条例の必要性
 - ◎産業部門において、CO₂排出量は、平成2(1990)年度(基準年度)に比して平成21(2009)年度は約1%増加しているものの、排出原単位では一定の効果が見られている。しかしながら、産業部門は県内におけるCO₂排出量の約6割を占めており、今後も継続的かつ実効的な取組が求められている。
 - ◎オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加していることから、効果的な取組が求められている。
 - ◎運輸部門のCO₂排出量は、近年は減少傾向にあり、平成21(2009)年度の排出量は基準年度とほぼ同じであるが、自動車の使用に伴うものが約93%と大半を占めていることから、自動車のCO₂排出量の削減の有効な取組が求められている。

これまで、産業部門でCO₂排出量削減を促す制度を条例の一部で規定していたが、今後は、こうした課題を解消していくうえで、長期的視点に立ち、あらゆる場面において、エネルギー問題を含めた総合的な観点から温暖化対策を推進するための新たな条例の制定が必要である。

基本的な考え方

- 新条例において、地球温暖化対策は、次に掲げる事項を基本として推進することとします。
- 一 県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること。
 - 二 県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること。
 - 三 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること。

条例の目的

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例の基本理念に則り、県、事業者、県民及び観光旅行等の目的で県内に一時的に滞在する者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動や日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的とします。

条例に盛り込むべき主要内容

行
動

項目	主要内容
①事業活動における対策	(事業者の義務) 地球温暖化対策計画書の作成・提出、排出削減の取組実績等の報告 (努力義務) 環境マネジメントの推進、省エネ機器及び設備の積極的な導入、環境物品の選択・使用 など (県の義務) 事業者が地球温暖化対策を進めていくための指針の作成・公表、地球温暖化対策計画書の公表
②建築物における対策	(努力義務) 建築物の省エネルギー化、高効率機器・設備、再生可能エネルギー利用設備の導入、建築物及びその敷地の緑化 など (県の義務) 建築物の省エネルギー化を進めていくために必要な指針の作成・公表
③自動車の利用における対策	(事業者の義務) 自動車環境性能の表示・説明、アイドリングストップの実践・周知 (努力義務) 従業員の通勤に伴う温室効果ガス排出量がより少なくなる通勤方法(エコ通勤)への転換、エコカーの購入・使用、エコドライブの実施、公共交通機関、自転車の利用 など (県の義務) 温室効果ガスの削減のための指針の作成・公表
④消費生活に関わる対策	(事業者の義務) 特定電気機器等への省エネ性能の表示と説明 (努力義務) 温室効果ガスの排出量の把握、環境物品の選択・使用、環境に配慮した農林水産物の選択 など
⑤再生可能エネルギーの導入促進	(努力義務) 再生可能エネルギーの導入 (県の努力義務) 再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギーに係る情報の収集・提供 など
⑥森林の整備・保全の推進	(県の努力義務) 森林の整備・保全活動の推進
⑦気候変動による影響への適応	(県の義務) 気候変動による影響に適応していくため、防災、健康、農業等の様々な行政分野において業務を進めていく上での留意すべき基本的な考え方を示す指針の作成・公表 (県の努力義務) 気候変動による影響に適応(対応)していくための理解の促進 など
⑧地球温暖化防止に係る教育・学習の推進	(県の努力義務) 環境教育・環境学習の推進、地球温暖化対策に関する普及啓発、広報活動、情報提供 など
⑨イベント開催における対策	(努力義務) イベント開催時におけるエネルギー消費量の低減や公共交通機関の利用などの環境配慮 など

三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方検討等の経緯

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 平成24年 | 1月26日 | 三重県環境審議会へ諮問 |
| | 3月19日 | 第1回地球温暖化対策部会
・三重県の現状と課題、検討項目の選定 |
| | 8月3日 | 第2回地球温暖化対策部会
・条例の目的、④～⑧の検討項目の審議 |
| | 11月8日 | 第3回地球温暖化対策部会
・①～③、⑨の検討項目の審議 |
| 平成25年 | 2月22日 | 第4回地球温暖化対策部会
・「条例のあり方(中間案 素案)」審議 |
| | 3月27日 | 三重県環境審議会 中間案審議 |
| | 4月中 | パブリックコメント |
| | 6月4日 | 第5回地球温暖化対策部会
・「条例のあり方(最終案 素案)」審議 |
| | 8月21日 | 第6回地球温暖化対策部会
・「条例のあり方(最終案 素案)」審議 |
| | 9月11日 | 三重県環境審議会 最終案審議・答申 |

「三重県地球温暖化対策推進条例」(案) 骨子

1 総則

(1) 目的

- ・ 三重県環境基本条例の基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動及び日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、相互に連携して、低炭素社会を実現し、もって地球温暖化問題の解決に寄与することを目的とする。

(2) 県の責務

- ・ 県内における温室効果ガスの排出量を把握するとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するものとする。
- ・ 地球温暖化対策の推進に当たっては、事業者、県民及び市町と連携して実施するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

- ・ 事業活動における温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
- ・ 県が推進する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(4) 県民の責務

- ・ 日常生活における地球温暖化対策を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
- ・ 県が推進する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業活動における地球温暖化対策

(1) 事業者地球温暖化対策指針の策定

- ・ 知事は、事業者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な事項に関する指針を定め、公表しなければならない。

(2) 地球温暖化対策の目標の設定及び管理等

- ・ 事業者は、事業活動における地球温暖化対策を自主的に進めるための目標を定め、当該目標の達成に向け、継続的な事業活動の改善を行うとともに、地球温暖化対策に関する自らの取組を公表するよう努めなければならない。

(3) 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制

- ・ 事業者は、事業活動における温室効果ガスの排出の抑制を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 地球温暖化対策計画書の作成等（三重県生活環境の保全に関する条例（以下「生環条例」という。）から移行）

- ・ 事業活動に伴い温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定するエネルギー管理指定工場）を設置する者（国・地方公共団体含む。）は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、排出の抑制に係る措置及び目標等の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(5) 地球温暖化対策実施状況の報告

- ・ 地球温暖化対策計画書を提出した者は、地球温暖化対策計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書（以下「地球温暖化対策実施状況報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 自動車の使用における地球温暖化対策

(1) 自動車地球温暖化対策指針の策定

- ・ 知事は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な事項に関する指針を定め、公表しなければならない。

(2) 通勤における温室効果ガスの排出の抑制

- ・ 事業者は、従業員の通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 自動車の使用におけるその他の地球温暖化対策

- ・ 自動車の使用におけるその他の地球温暖化対策は、上記の他、生還条例の規定を準用する。

- ①自動車等の使用抑制等
- ②自動車等の駐車時の原動機の停止
- ③環境への負荷が少ない自動車等の購入等
- ④自動車等販売者の義務
- ⑤駐車場管理者の義務

4 建築物における地球温暖化対策

(1) 建築物地球温暖化対策指針の策定

- ・ 知事は、建築物の新築、増築又は改築を行う者（以下「建築主」という。）が建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な事項に関する指針を定め、公表しなければならない。

(2) 建築物における温室効果ガスの排出の抑制

- ・ 建築主は、建築物における温室効果ガスの排出の抑制を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 消費生活における地球温暖化対策

(1) 温室効果ガスの排出の抑制に資する物品の購入等

- ・ 県、事業者及び県民は、物品の購入等を行うときは、温室効果ガスの排出の抑制に資する物品等を選択するよう努めなければならない。

6 廃棄物の発生の抑制等

(1) 廃棄物の発生の抑制等による温室効果ガスの排出の抑制

- ・ 県、事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他の資源の有効な利用に努めなければならない。
- ・ 県及び事業者は、事業活動に伴う廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

7 再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギーの導入

- ・ 県、事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、再生可能エネルギーの導入に努めなければならない。

8 森林の整備及び保全

(1) 森林の整備及び保全

- ・ 県は、森林の有する二酸化炭素を吸収し、及び固定する機能を確保するため、森林所有者と連携して、森林の整備及び保全に努めなければならない。

9 地球温暖化による影響への適応

(1) 地球温暖化による影響への適応に関する指針の策定

- ・ 知事は、地球温暖化による影響への適応を図るために必要な事項に関する指針を定め、公表しなければならない。

10 地球温暖化対策に関する教育及び学習等

(1) 地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進等

- ・ 県は、地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進に努めなければならない。
- ・ 事業者は、従業員に対して、地球温暖化対策に関する教育を実施するよう努めなければならない。
- ・ 県民は、地球温暖化対策に関する学習の機会に参加するよう努めなければならない。

(2) 地球温暖化対策に関する理解の促進

- ・ 県は、事業者及び県民の地球温暖化対策に関する理解を深めるため、普及啓発及び情報提供に努めなければならない。

11 催しにおける地球温暖化対策

(1) 催しにおける地球温暖化対策

- ・ 催しを開催する者は、当該催しの開催に伴うエネルギーの消費の抑制その他の温室効果ガスの排出の抑制に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

12 雑則

(1) 指導及び助言

- ・ 知事は、事業者及び県民が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 報告徴収

- ・ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(3) 勧告

- ・ 知事は、地球温暖化対策計画書若しくは地球温暖化対策実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(4) 公表

- ・ 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係る県のビジョンについて

1 次世代自動車充電インフラ整備促進事業

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」は、経済産業省が平成24年度補正予算で1,005億円を確保し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に必要な充電インフラの整備を加速するため、充電器の購入費及び工事費について一部補助を行うものです。（制度の概要は別添のとおり）

この事業において、都道府県が策定する充電器設置のためのビジョンに基づく充電器の購入費及び工事費に対して高率（3分の2）補助を受けることができることとなっており、県では、市町の意見を踏まえ、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係るビジョンを作成しました。

なお、現時点（平成25年9月10日）では、47都道府県のうち、45都道府県がビジョンを策定しています。

2 ビジョンの概要

ビジョンの期間は、平成25（2013）年度から平成32（2020）年度までとし、充電器の設置場所として、県内の主要な道路沿いの主な地点から3 km以内を中心とするなど149の範囲を指定し、南北に長い県土や観光地、商業施設等の立地状況を踏まえて、充電器を設置する箇所数については、県内で700箇所としています。

また、全ての箇所において、急速充電器（※1）、普通充電器（※2）のいずれも設置可能としており、充電器の設置場所は、観光施設、レジャー施設、宿泊施設、道の駅、商業施設、文化施設、スポーツ施設などを想定しています。

なお、7月末現在、県内で一般に公開されている充電器は100箇所ほどあります。

- ・急速充電器（※1）・・・30分程度で80%まで充電が可能（出力電源50 kW）
設置費用については百～五百万円程度
- ・普通充電器（※2）・・・満充電するのに、8時間程度必要（出力電源10 kW未満）
設置費用については、数十万円程度

3 補助金申請を行うための県での事前確認

補助申請を行おうとする事業者又は個人、自治体は、国（一般社団法人 次世代自動車振興センター）への補助金交付申請の前に、本ビジョンとの整合を確認するため、県に確認依頼書を提出し、整合の確認を受ける必要があります。

なお、9月27日現在、26箇所について、事業者等から確認依頼があり、ビジョンとの整合確認を行いました。

4 今後のスケジュール

平成25年10月	設置を想定している事業者に対する説明会
平成26年2月21日	確認依頼の受付締め切り
平成26年2月28日	国の補助金の申請締め切り

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要

(一般社団法人 次世代自動車振興センターホームページより引用)

1 制度の目的

この補助制度は、次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。

2 補助対象と対象期間

次の4つの事業に合致する充電設備の設置を行う者に対して、補助金が交付されます。

実際に要した充電設備機器費（充電器の購入費用）及び設置工事費（第4の事業は除く）に対して補助率を乗じた額が補助金交付額となります。ただし、補助金の交付上限額を超える場合には、交付上限額が補助金交付額となります。

充電設備は、原則8年間保有することが義務付けられます。保有義務期間満了前に充電設備の処分を行うと、補助金の返納を求められることがあります。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン（注1）に基づき、かつ公共性を有する（注2）	充電設備機器費 及び設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	1/2
第3の事業	マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電設備機器費	

注1：「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」とは、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、電気自動車等に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等が示されます。ビジョンを策定している自治体等については、センターのホームページで公表します。

注2：「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス（飲食等）の利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金の徴収は可。）。
- ③利用者を限定していないこと（ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。）。

補助金の交付を受けるためには平成26年10月31日（金）までに、充電設備の設置工事が完了し、充電設備機器費用及び工事費用の支払いを終了させ、実績報告書をセンターに提出することが必要です。

3 申請受付期間

平成25年3月19日（火）～平成26年2月28日（金）

なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締め切り前であっても申請の受けを終了します。

8 三重県環境基本条例の改正について

1 経緯

(1) 環境基本条例の制定

三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号。以下「環境基本条例」という。）は、環境の保全について、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることによって、施策を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、平成7年3月に制定されたものです。

(2) 条例の一斉点検・見直し

昨年度、行財政改革の取組の一環として全庁で条例の一斉点検・見直しを実施し、環境基本条例についても点検を行った結果、「自然と人との共生」の視点が不足しているなど、条例制定後の状況変化をふまえた見直しが必要と判断しました。

(3) 環境行政を取り巻く時代潮流

近年、環境行政を取り巻く時代潮流の変化は早く、今日では、低炭素社会や自然共生社会の実現などが重要な課題になっており、これらに対応すべく、県では、平成24年3月に「三重県環境基本計画」や「みえ生物多様性推進プラン」を策定し、施策などに反映してきているところです。

低炭素社会の構築については、近年では、温室効果ガス排出量の削減や温暖化による気候変動への対応が重要になってきており、国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年）を制定し、その後、京都議定書及び京都メカニズムに対応できるように規定を整備してきました。また、県では、事業活動及び日常生活における自主的な取組をより積極的に推進するため、「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定に向けて取り組んでいるところです。

自然共生社会の構築については、国では、「自然再生推進法」（平成14年）、「生物多様性基本法」（平成20年）、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」（平成22年）を制定し、生物の多様性の確保を通じた自然との共生に取り組んでいるところです。また、県では、生物の多様性の確保等を通じた自然と人との共生を実現することなどを目的として「三重県自然環境保全条例」（平成15年）を制定しています。

「21世紀環境立国戦略」（平成19年閣議決定）では、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めることにより、持続可能な社会を実現することとされています。

環境基本条例は、地球温暖化の防止や生物多様性の確保などについても規定していますが、こうした近年の潮流への対応をより明確にし、低炭素社会、循環型

社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めていくため、「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定にあわせて、目的、基本理念等について規定の整備を行うことが必要と考えます。

2 条例改正にあたっての主なポイント

次の事項について改正を予定しており、詳細は別添資料のとおりです。

(1) 目的・基本理念

①「自然との共生（調和）」の明確化

自然共生社会の実現には、県民を健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する主体として位置づけるとともに、今の世代が将来の世代に「より良い環境」を継承することが重要です。

そのため、目的・基本理念にその旨を明記し、将来にわたって「自然と人との共生」が確保されるようにします。

②「低炭素社会」の実現の明確化

低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めることにより、持続可能な社会を実現することが重要であることから、基本理念に低炭素社会の理念である「温室効果ガスの排出抑制」を規定します。

③「地球環境保全における地域の取組の重要性」の明確化

地球温暖化対策の推進など地球規模の課題の解決には、地域におけるあらゆる主体が自主的な取組を推進することが重要であることから、その旨を明記します。

(2) 多様な主体との協働

環境の保全は、県、市町、事業者、県民及び民間団体が協働して取り組む必要があることから、県と市町の協働の規定を改め、多様な主体との協働を規定します。

(3) その他

上記の改正に伴い、用語の定義の追加、目的・基本理念の改正をふまえた「環境の保全に関する基本的施策」（基本方針及び具体的な施策）の体系的な整理を行います。

3 今後のスケジュールについて

パブリックコメントを実施した後、平成25年11月定例会月会議において、改正条例案の提出を予定しています。

三重県環境基本条例の主な改正点（案）

1 目的（第一章 第1条）

目的を定めた第1条に「自然との共生」について規定する。

環境の保全について、①基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにし、②環境の保全に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、③現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、県民の福祉に貢献する、という条例の目的について規定しているところ、自然と人との共生を確保することを条例の目的に加える。

2 基本理念（第一章 第3条）

基本理念を定めた第3条に「自然との共生」、「低炭素社会」の実現及び「地球環境保全における地域の取組の重要性」について規定する。

(第1項)

環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと、を目的として行われなければならない旨規定しているところ、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、より良いものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならないよう改める。

(第2項)

環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、その他の環境の保全に関する行動、により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全ての者の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組により行われなければならない旨規定しているところ、温室効果ガスの排出抑制を環境の保全に関する行動に加える。

(第3項)

環境の保全は、①人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、②県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保する、ことを目的として全ての者の英知を集めて行われなければならない旨規定しているところ、①について、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との触れ合いを保つこ

とにより自然と人との共生を確保することを目的として行わなければならないよう改める。

(第4項)

地球環境の保全は、わが国の経験と技術を生かして、国際的な協調の下、積極的に推進されなければならない旨規定しているところ、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者の事業活動および日常生活において推進されなければならない旨を加える。

3 県と市町等との協働（第一章 第7条）

市町による県との協働、施策の策定及び実施を定めている第7条を、県と市町、事業者、県民又は民間団体との協働の規定に改める。

県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求める旨規定しているところ、県は、市町、事業者、県民又は民間団体と協働して環境の保全に取り組むよう改める。

4 施策の策定等に係る基本方針（第二章 第8条）

環境の保全に関する施策の策定及び実施にあたり確保する事項を定めているところ、目的及び基本理念の改正にあわせて再整理する。

なお、追加する要素は次のとおり。

- (1) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進
- (2) 温室効果ガスの排出抑制
- (3) 自然と人との共生の確保

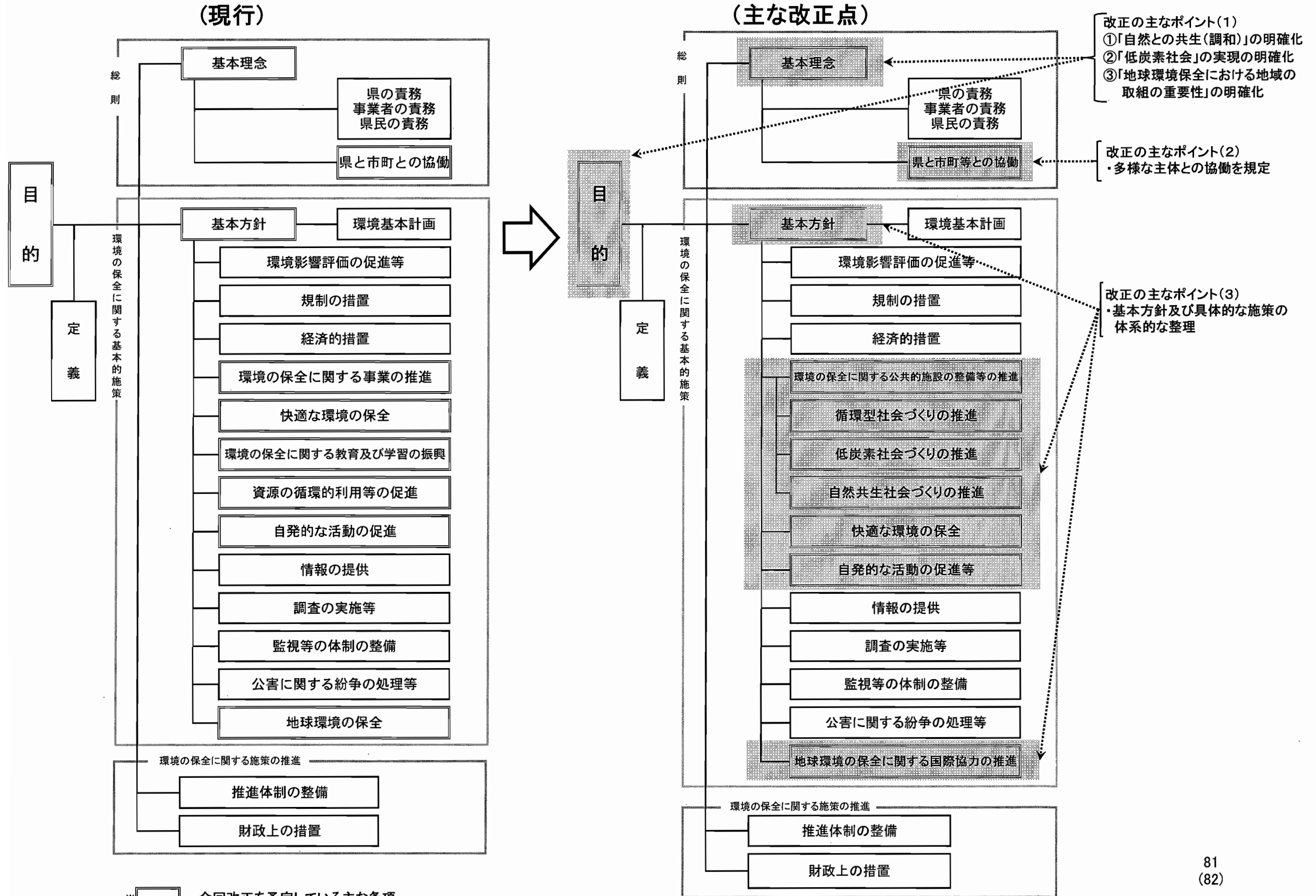
5 環境の保全に関する具体的な施策（第二章 第14条～第23条）

環境の保全に関する施策について、第14条～第23条の10か条を定めているところ、目的及び基本理念の改正にあわせて再整理する。

なお、再整理にあたっては、環境の保全に関し、実現すべき次の3つの社会について明示する。

- (1) 循環型社会づくりの推進
- (2) 低炭素社会づくりの推進
- (3) 自然共生社会づくりの推進

三重県環境基本条例体系図



○三重県環境基本条例（平成7年3月15日三重県条例第3号）

三重県環境基本条例

平成七年三月十五日
三重県条例第三号改正 平成一二年 七月一三日三重県条例第六五号 平成一三年 三月二七日三重県条例第四七号
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

三重県環境基本条例をここに公布する。

三重県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策（第八条―第二十三条）

第三章 環境の保全に関する施策の推進（第二十四条・第二十五条）

附則

私たち三重県民は、県土にはぐくまれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍（てつ）を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。

さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きていくことを理解し、私たち自身の営みによって地域環境のみならず地球環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。

そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。

この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

（定義）

第二条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を

確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。
- 3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
- 5 事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県と市町との協働)

第七条 県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

追加〔平成一二年条例六五号〕、一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第二章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

四 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

五 歴史的文化的な遺産が保全されること。

六 良好な景観が保全されること。

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号・一七年六七号〕

(年次報告書)

第十条 知事は、毎年、環境の状況並びに知事が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の促進等)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、工場又は事業場の新設又は増設を行おうとする事業者が、あらかじめその事業活動に係る公害の防止について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第十三条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、負荷活動を行う者にその者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりその者が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行うとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、これにより環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(環境の保全に関する事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯の設置その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び下水道等の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必

要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。

(快適な環境の保全)

第十五条 県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興)

第十六条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興を図ることにより、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第十八条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十九条 県は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、現に公害を受けている者又は受けていると思う者に対し、公害の状況に関する情報を適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第二十条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十一条 県は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第二十二条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る被害者の救済を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第二十三条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 環境の保全に関する施策の推進

(推進体制の整備)

第二十四条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、市町、事業者、県民、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(財政上の措置)

第二十五条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(三重県公害防止条例の一部改正)

2 三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 前文
第一章 総則
第一節 通則（第一条） 」

を

「 第一章 総則
第一節 通則（第一条・第一条の二） 」

に、

「 第三節 公害の防止に関する施策（第六条―第十六条） 」
を

「 第三節 削除 」
に改める。

前文を削る。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この条例は、公害を防止するために必要な規制等を行い、もつて県民の健康を保護し、及び生活環境を保全することを目的とする。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において公害の防止に努めなければならない。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第一章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六条から第十六条まで 削除

第十七条第二項を次のように定める。

2 知事は、前項の排出基準を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会の意見を聴かななければならない。

第三十三条の二第三項、第三十三条の三第二項及び第三十五条第二項中「第六条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

(三重県自然環境保全条例の一部改正)

3 三重県自然環境保全条例（昭和四十八年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な地域の指定、保全その他の自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進するこ

とにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

(施行期日)

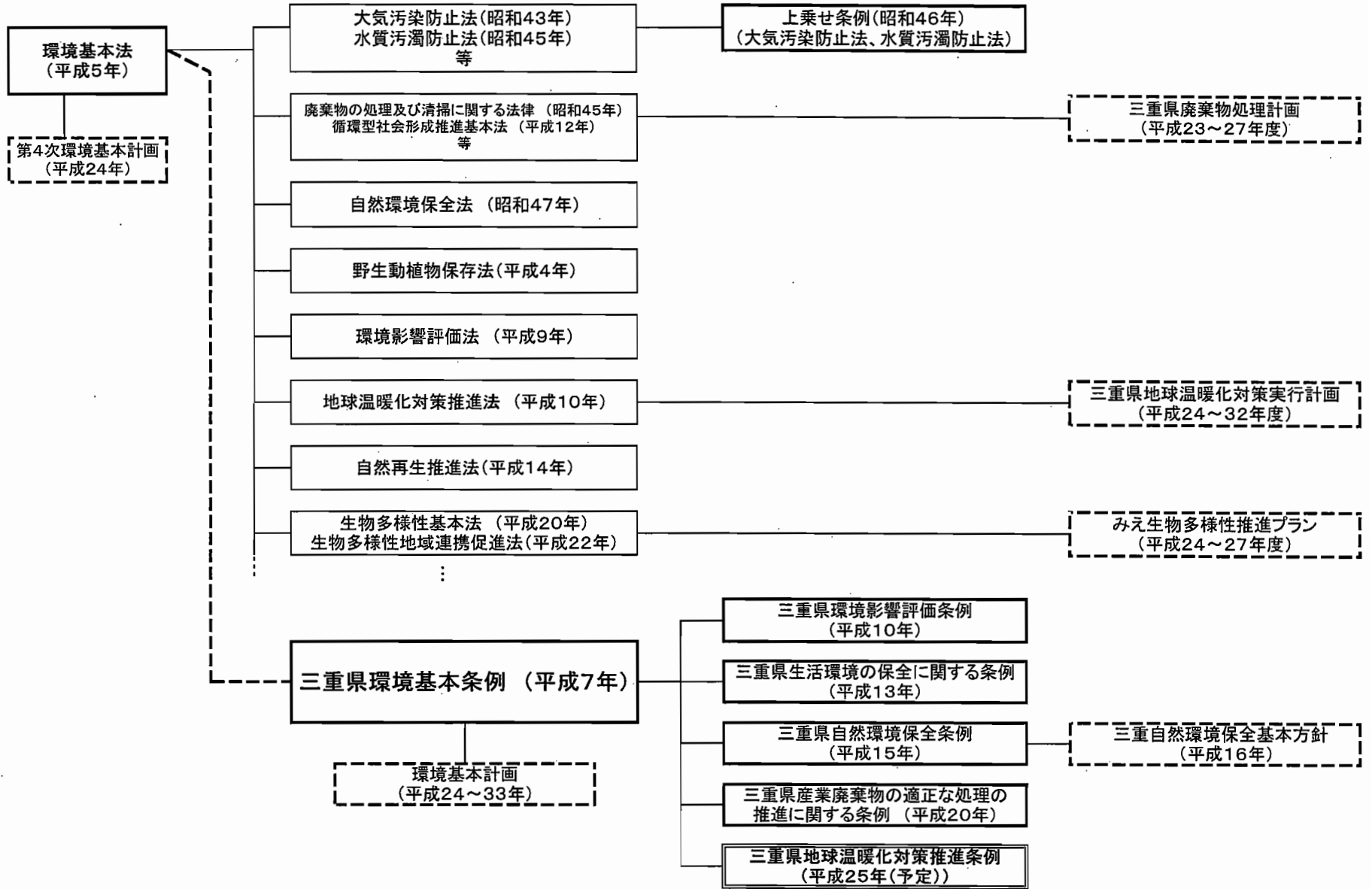
- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

関係する主な法令と三重県条例等

参考資料



9 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：平成23年度～26年度、以下「第二次行動プラン」という。）は、「三重県人権施策基本方針」（平成18年3月改定）を具体的に推進していくために策定したもので、この年次報告は、第二次行動プランに掲げる各人権施策の進捗管理と今後の方向性の検討などに活用するものとして取りまとめています。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、第二次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策（16施策）ごとに、次の項目により構成しています。

- (1) データからみた状況、関係法令等の動き
- (2) 現状と課題
 - ① 国連・国・他の都道府県の状況
 - ② 三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況（民間・市町の取組事例））
- (3) 今後の取組方向

2 2013（平成25）年度版 年次報告の概要

(1) 各施策体系における取組状況等（主なもの）

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会の実現に向けて、第二次行動プランに基づき施策の進捗管理を行うとともに、人権問題に関する県民意識調査を実施しました。

人権が尊重されるまちづくりを普及、推進していくため、地域が自主的に開催する研修会等に講師や助言者を派遣する支援を行いました。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、県内全市町の協力を得て、平成24年10月から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。

【課題】人権が尊重される社会の実現には、多様な主体による「人権のまちづくり」の取組が県内全域に広がっていくことが必要です。

② 人権意識の高揚のための施策

県人権センターを拠点として、テレビ、ラジオを活用した啓発、人権メッセージや人権ポスターの募集など県民参加型の啓発、スポーツ組織との連携といった幅広い年齢層に対応した啓発、県内の商業施設等で実施する移動人権啓発等さまざまな手法を活用して、啓発を行いました。

また、差別をなくす強調月間を中心に国、市町、人権擁護委員等と連携した啓発活動を実施しました。

人権教育については、県教育委員会において、人権学習教材等の活用のための連続講座等を通じて、学校における個別的な人権問題にかかる学習活動の促進を図るとともに、訪問指導等による人権教育カリキュラムの普及、人権教育

推進協議会の活性化および子ども支援ネットワークの構築を図りました。

【課題】人権啓発が単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動につなげていくことが重要です。また、人権教育については、三重県人権教育基本方針に基づき、教育活動全体を通じた取組が実施される必要があります。

③ 人権擁護と救済のための施策

県人権センターにおいて人権に関する相談対応を行うとともに、行政と公益法人の相談機関によるネットワーク会議を開催しました。また、相談員を対象とした人権問題に関わるスキルアップ講座等を開催し、相談員相互の連携・交流の促進を支援しました。

また、児童虐待防止については、全ての市町との定期協議や、市町要保護児童対策協議会へのアドバイザー派遣等を実施するとともに、市町の児童相談体制の強化に向けた支援体制の充実を図りました。

【課題】人権に関わる相談員の資質向上等により、各種相談機関が機能充実に努めるとともに、相談機関相互のさらなる連携が必要です。

④ 人権課題のための施策（10の人権課題）

同和問題をはじめとした子ども、女性、障がい者など個別の人権課題の解決に向けて取組を行いました。

平成24年度の主な取組として、以下があげられます。

- ・不動産取引に関わる事業者団体と連携した同和問題にかかる啓発活動
- ・三重県子ども条例に基づく取組の推進、いじめ・体罰に関する緊急的な対策の実施
- ・男女共同参画意識の普及、DV・デートDV防止のための啓発の実施
- ・障がい者の社会参画の促進、障がい者雇用のための取組の推進
- ・高齢者虐待防止に向けた市町等への支援、認知症高齢者とその家族への支援
- ・外国人住民への情報提供・相談対応、外国人児童生徒の就学・学習支援
- ・インターネット上の差別的な書き込みに対するモニタリング活動 ほか

【課題】緊急な対応を要する今日的な課題に対して、多様な主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

（2）今後の主な取組方向（平成25年度以降）

- ① 昨年度実施した人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を行い、今後の人権教育・啓発等の施策に活用していきます。
- ② 人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、講師等を派遣し支援する地域のさらなる拡大を目指すとともに、地域のニーズに対応した研修支援を行います。
- ③ 県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として意識し、行動につなげられるよう、さまざまな手法を活用して効果的な啓発を実施します。

また、人権教育については、学校だけでなく保護者や地域住民等が一体となって取り組む仕組みを構築し、差別やいじめの問題の解決や未然防止に向けて、総合的かつ効果的に実施します。

- ④ 県内の人権問題に関わる各種相談員の資質向上と、相談員相互のネットワーク形成を目指して、相談員等の相互交流の促進に取り組めます。
- ⑤ 児童虐待、いじめ等重大な人権侵害に対して、未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を強化して取組を進めていきます。
- ⑥ 個別の人権課題の解決に向けて、庁内で横断的に取り組むとともに、多様な主体と連携、協力して取組を進めていきます。

3 今後の予定等

三重県人権施策審議会（9月5日開催）において報告を行い、昨年度の取組を踏まえた、今後に向けた取組について意見いただきました。

今後、当該年次報告を県ホームページに掲載し、県民への周知を行うとともに、冊子を市町や国等関係機関に配布し、情報共有を図ることとしています。

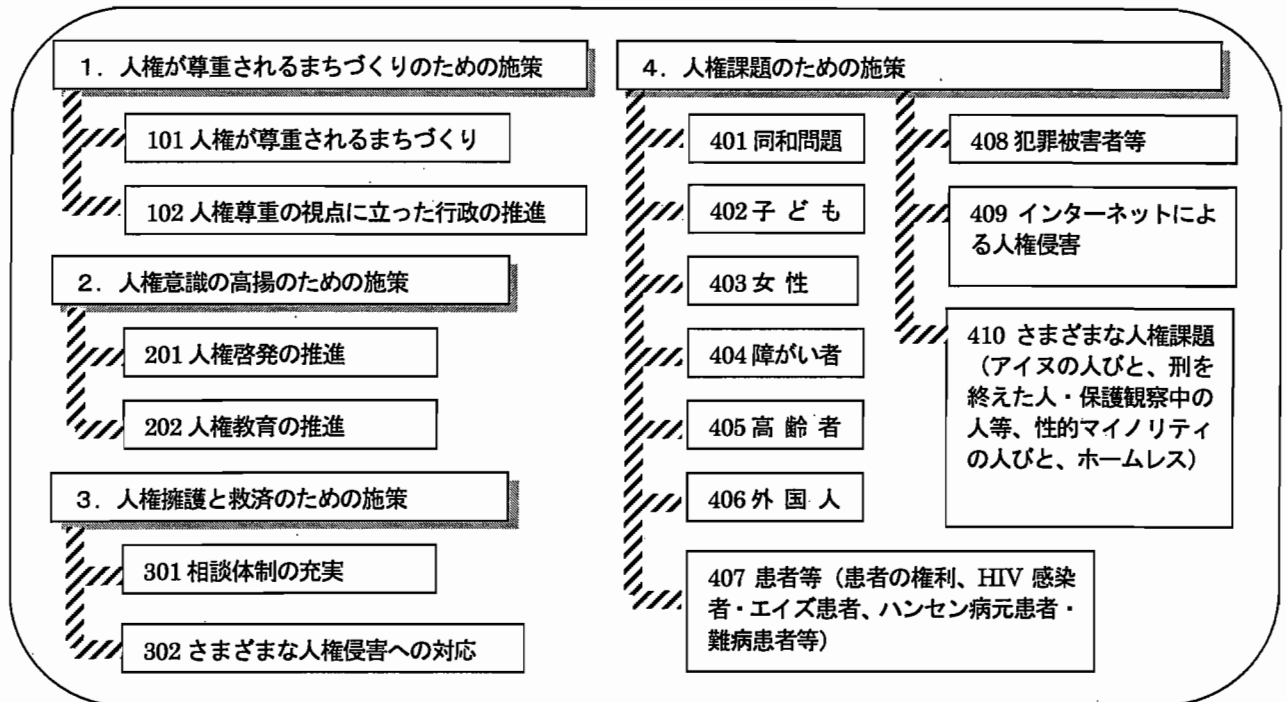
これらの成果と課題を踏まえ、国や市町をはじめ、県民、NPO・団体、企業など多様な主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進します。

【参考資料】

「人権施策基本方針（第一次改定）」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」について

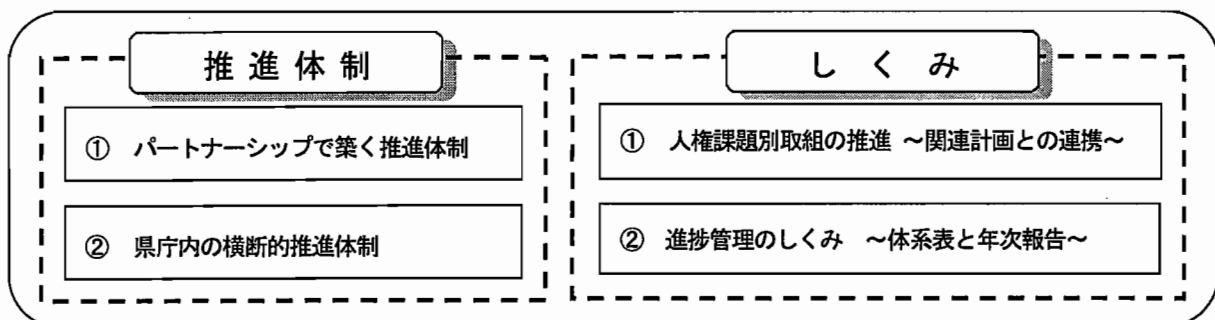
1. 人権施策基本方針（第一次改定）について

- 平成 18 年 3 月第一次改定（前基本方針は平成 11 年 3 月策定）
 - 「人権が尊重される三重をつくる条例」（H9.10）に基づき作成された基本計画
- 計画期間：平成 18 年度から概ね 10 年後（平成 27 年度）を目途に見直し
- 「基本理念（めざす社会）」と「めざす社会の実現に向けた基本的な考え方」
- 人権施策基本方針における人権施策体系



2. 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

- 「人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、具体的な取組（プラン）と推進体制等について定める（平成 23 年 3 月策定）。
- 計画期間：平成 23 年度から平成 26 年度（4 か年）
- 人権施策の推進体制としくみ



10 三重県男女共同参画施策の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、第2次三重県男女共同参画基本計画の各施策の実施状況等について、年次報告として取りまとめました。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価と第2次基本計画の基本施策ごとの事業実施概要等で構成しています。

- (1) 県の自己評価（平成25年度版成果レポートのうち施策212）
- (2) 平成24（2012）年度事業実施概要
- (3) 資料（第2次基本計画第一期実施計画で設定した目標値、参考データの推移等）

2 平成24（2012）年度を取組と課題

(1) 各基本施策における取組状況等

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・男女共同参画に関する市町を取組を促進するため、市町担当職員研修会（4回）等を開催しました。また、基本計画未策定町に対して訪問等により計画策定を働きかけた結果、新たに3町が取り組み、14市12町で策定済みとなりました。
- ・男女共同参画を推進する団体と協働し、意思決定の場への女性の参画を促進するためのモデル事業を県内5市で実施しました。

【課題】

政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいますが、水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況です。また、市町においては基本計画等を策定する市町が増えるなど進展がみられますが、引き続き、計画策定の取組を支援するとともに、各市町の基本計画に基づき男女共同参画が進むよう支援していく必要があります。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・三重県男女共同参画センターにおいて講座・セミナーの開催、フォーラムの開催、情報誌の発行等を行い、男女共同参画意識の普及を図りました（男女共同参画センター主催事業の参加者数 21,919人）。

【課題】

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っているなど、男女共同参画意識の普及は十分とはいえない状況です。一層の浸透を図るため、これまで男女共同参画センターが実施する事業に関心の低かった男

性、若年層、企業等に参加を働きかける必要があります。

III 働く場における男女共同参画の推進

- ・女性の就労を支援するため、県内4か所で定期就労相談やセミナー等を実施し、426件の相談がありました。また、働く女性を取り巻く課題に対応するため、女性の就労継続や職場復帰に関する診断・アドバイスを7企業等に行うなど、企業等における男女共同参画の取組を促進しました。

【課題】

女性の能力発揮促進のため積極的な取組を行っている企業等の割合は、平成24年度27.9%であり、平成27年度の目標である27%を超えていますが、小規模な企業ほど取組が遅れている状況です。関係機関との連携を図り、小規模企業を中心に取組事例の情報提供や経営者への働きかけにより取組を促進する必要があります。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、災害時要援護者への配慮の視点から改定するとともに、女性防災人材52人の育成を行いました。

【課題】

地域の防災対策については、さまざまな段階に男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。幅広く女性人材を活用するなど、地域の防災活動における女性の参画推進に市町と連携して取り組む必要があります。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談・保護・自立支援等を行うとともに、若年層で広がっている交際中の男女間の暴力（デートDV）について調査・啓発を行いました。なお、女性相談所と男女共同参画センターに寄せられたDV相談件数は1,333件でした。

【課題】

DV被害者の約半数が誰にも相談していないという状況であることから、DV被害の潜在化を防ぎ、支援につながるよう、相談・支援体制の周知や啓発の強化を図るとともに、若年層におけるデートDV防止の啓発を進める必要があります。

3 今後の取組方向

- ・「第一期実施計画」に基づき、男女共同参画の視点を持って各施策が総合的に実施されるよう各部局に働きかけます。

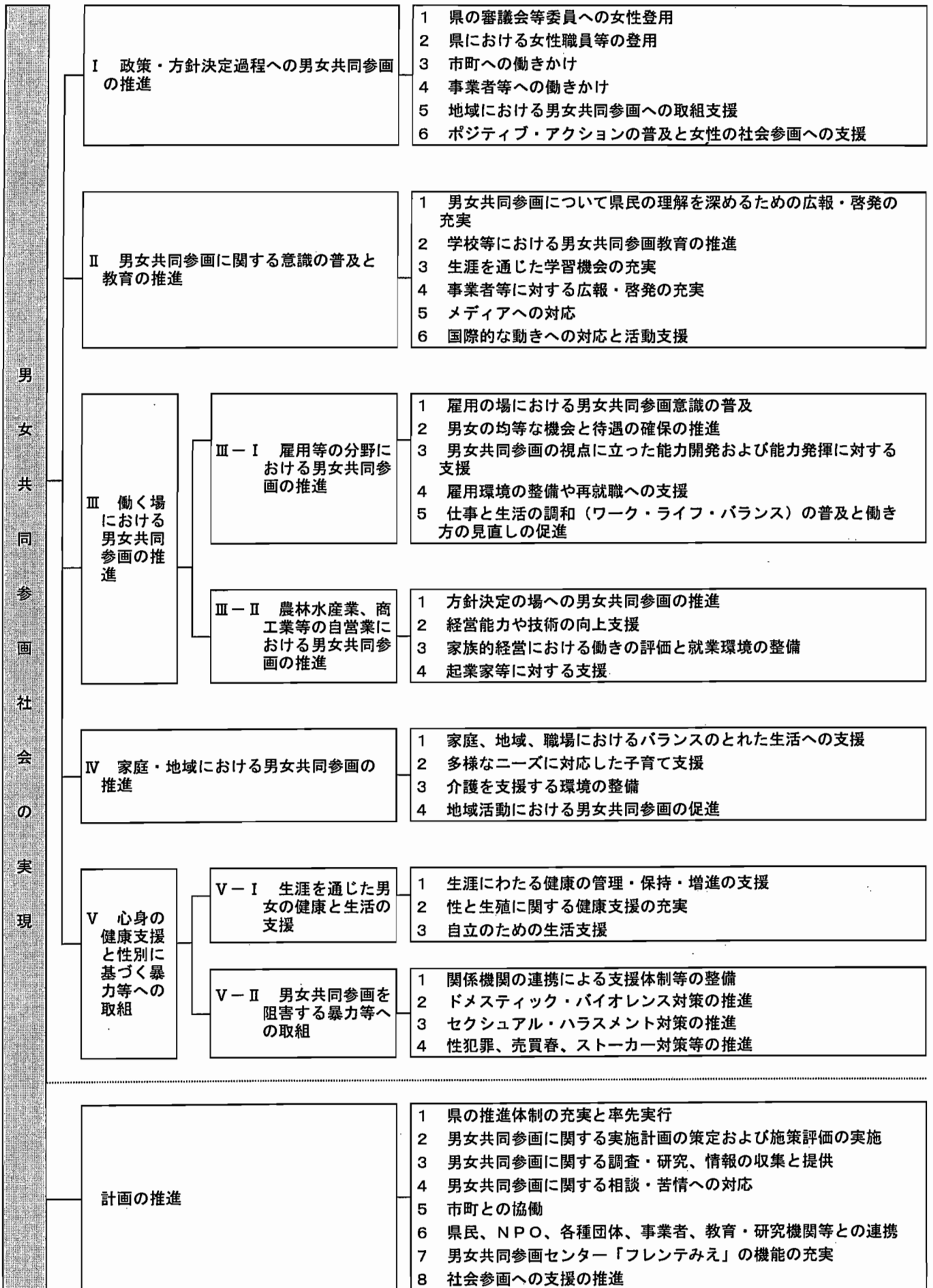
- ・市町担当職員研修会を開催するとともに情報共有や連携を図り、各市町の男女共同参画に関する取組や基本計画の策定について支援します。
- ・三重県男女共同参画センターとの連携を密にし、センターにおけるさまざまな講座・セミナーの開催等により、広く男女共同参画意識の普及を進めます。
- ・企業等に対して、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰・認証制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの効果や優れた取組事例の紹介等により、男性も女性も仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- ・地域の防災対策や住民が取り組む防災活動に男女共同参画の視点が入り入れられるよう、女性防災人材の育成・活用を図るとともに、各地域における女性も参画した「避難所運営マニュアル」作成等の促進に向け、市町の取組を支援していきます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、街頭啓発やセミナーの実施、DV防止及びデートDV予防のリーフレットの作成・配布を行うなど、啓発を進めるとともに、市町や民間団体と連携し、被害者に対する相談・保護・自立支援等の充実を図ります。また、平成25年度に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定を行います。

第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



【参考資料】

第一期実施計画（平成24年度～27年度）における基本施策の指標一覧

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	(平成24年度) 25.1%	28.7%

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	(平成24年度) 42.2%	45.0%

III 働く場における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	(平成24年度) 27.9%	27.0%

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	1.86人	(平成24年度) 1.97人	2人以上

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
自治会長の女性割合	2.5%	(平成24年度) 2.6%	3.0%

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	平成23年度現状値 (平成22年)	実績値	目標値 (平成27年度)
◎健康寿命	男77.1歳 女80.4歳	(平成23年) 男77.1歳 女80.1歳	(平成26年) 男78.1歳 女81.5歳

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	平成23年度現状値	実績値	目標値 (平成27年度)
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12ヶ所	(平成24年度) 15ヶ所	24ヶ所

◎・・・「みえ県民力ビジョン・行動計画」における目標項目

1 1 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（仮称）骨子案について

1 現状と課題

7月1日より「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下、「条例」という。）が施行されました。平成26年1月1日からは、飲酒運転違反者に対する再発防止策として、アルコール依存症に関する受診義務が課せられることとなりました。

この条例の趣旨に則り、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行っていく体制づくりが必要です。

2 基本計画策定状況

条例第6条に基づき、次の基本方針四項目（案）を重点として今年度中に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（仮称）」を策定し、平成26年度から取組を開始します。

基本方針（案）

- (1) 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着をはかるための教育、啓発活動の推進
- (2) 教育機関において発達段階に応じた飲酒運転防止教育の推進
- (3) 飲酒運転をした者に対する再発防止のための教育及び啓発活動の推進
- (4) 飲酒運転の要因となるアルコール依存症の知識の普及と飲酒運転違反者の受診促進

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--|
| 10月 | 中間案の検討
・庁内検討会議
・三重県交通対策協議会飲酒運転0（ゼロ）部会 |
| 12月1日 | 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日
「三重県交通安全県民大会～飲酒運転0（ゼロ）をめざして～」の開催 |
| 12月 | 環境生活農林水産常任委員会に中間案を報告
条例施行規則制定 |
| 12月～1月 | パブリックコメント実施 |
| 1月1日 | 条例の「アルコール依存症に関する受診義務」規定の施行 |
| 1月～2月 | 最終案の検討
・庁内検討会議
・三重県交通対策協議会飲酒運転0（ゼロ）部会 |
| 3月 | 環境生活農林水産常任委員会に最終案を報告
基本計画策定 |

※ 基本計画骨子案は別添のとおり

三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(仮称) 骨子案

【第一】はじめに

◎ 策定の趣旨

三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例第6条の規定にもとづき、憂慮すべき状況にある飲酒運転の根絶を図るため、行政や関係団体が連携して推進するための総合的な取組を定める。

◎ 計画期間

基本計画期間は、5年間
(初回計画期間は、平成26年度～平成27年度)

◎ 根拠条文

三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例
第6条(基本計画)

飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならない。

- 一 教育及び知識の普及に関する事項
- 二 再発防止のための措置に関する事項
- 三 受診義務に関する事項
- 四 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【第二】基本方針と推進体制

基本方針

規範意識の定着

1-1 教育及び知識の普及

◇県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着をはかるための教育、啓発活動の推進

1-2 教育機関等によるその性格に応じた教育

◇教育機関等において発達段階に応じた飲酒運転防止教育の推進

再発防止

2 再発防止

◇飲酒運転をした者に対する再発防止のための教育及び啓発活動の推進

3 アルコール依存症に関する受診義務

◇飲酒運転の要因となるアルコール依存症の知識の普及と飲酒運転違反者の受診促進

4 計画の推進

◇県及び県交通対策協議会による推進体制の確立

【第三】基本施策

1-1 教育及び知識の普及

- (1) 飲酒運転防止思想の普及徹底
 - ・社会人に対する教育の推進
- (2) 広報啓発活動の推進
 - ・「飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」の実施(毎年12月1日)
 - ・多様な広報媒体を活用した広報啓発活動
- (3) 飲酒運転防止のための対策
 - ・飲酒運転防止の安全運転管理の推進
 - ・関係団体、民間事業者等への情報提供
 - ・公共交通機関等の利用促進
- (4) 事業者等による飲酒運転防止対策
 - ・すべての事業者による取組
 - ・飲食店営業者における取組
 - ・酒類販売業者における取組

1-2 教育機関等によるその性格に応じた教育

- (1) 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
- (2) 免許をとる若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

2 再発防止のための措置

- (1) 飲酒運転防止に関する普及啓発活動の推進
 - ・相談窓口の設置
- (2) 飲酒運転再発防止のための運転者教育の推進
- (3) 運転免許業務における再発防止措置の推進

3 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

- (1) 飲酒運転とアルコール関連問題
- (2) 飲酒運転違反者に対する受診勧奨の通知
- (3) アルコール依存症の早期発見

4 総合的かつ計画的に施策を推進するための体制としくみづくり

- (1) 県下各推進機関・団体による県民総ぐるみの運動推進
- (2) 相談体制の確立
- (3) 情報提供
- (4) 推進運動の日
- (5) 表彰
- (6) 報告

1 2 ごみゼロ社会実現プランの進捗に係る点検・評価について

1 概要

- ・ごみゼロ社会実現プラン（以下、「プラン」という。）は、「ごみゼロ社会」を実現するため、住民やNPO、事業者、県・市町などの各主体が目指すべき具体的な将来像とその達成に向けた取組の方向性を示す長期の計画です。
- ・県では、プランに掲げる各主体の取組が、効果的かつ着実なものとなるよう、社会・経済情勢の変化も踏まえながら、毎年度点検・評価を行っています。
- ・点検・評価にあたっては、各主体の取組について、事業所、NPO等団体へのアンケート及び市町への取組状況調査を実施し、その結果と県の取組状況を取りまとめ、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」（以下、「委員会」という。）に報告し、意見をいただくこととしています。
- ・委員会でいただいた意見については、実施している取組の改善や新たな取組の検討に反映しています。

2 平成24年度の委員会の意見を踏まえた県の対応

(1) 「資源としての再利用率」の点検（基本方向6）

- ・プランに掲げる数値目標のうち、「資源としての再利用率」の向上に向け、行政回収だけでなく、民間による資源回収の実態把握が必要。
→平成24年度にスーパーマーケット等小売店と古紙回収業者を対象とした調査を実施し、県内で100,955t（平成23年度推計）の民間回収が行われていることを確認しました。

(2) 「市町の先進的な取組の支援」（基本方向7）

- ・平成22年度まで実施した「ごみゼロプラン推進モデル事業」の成果を他市町へ展開することが必要
→平成24年度にモデル事業の成果を整理・リスト化して市町に配布し、活用を呼びかけました。今年度は、各市町の抱える課題を把握し、課題に対応した情報提供等の支援を実施しています。

(3) 「もったいない普及啓発事業」（基本方向9）

- ・ごみ減量に取り組む機運を醸成するため、次世代を担う子どもたちの「もったいない」という意識を高めるための環境教育を実施することが必要
→平成24年度に小学校での出前授業や清掃工場での社会見学での意識啓発について市町と協議・調整を行いました。今年度は、志摩市と玉城町でモデル的に出前授業を実施しています。今後、他市町への展開を図ります。

3 第8回の点検・評価について

(1) ごみゼロプランの数値目標に関する進捗状況（平成24年度）

平成24年度の取組等の結果、プランの進捗状況は次のとおりとなっています。（基準年（2002年度）と比較）

① ごみ排出量

・家庭系ごみ排出量は14.1%の削減、事業系ごみ排出量は29.2%の削減となりました。

② 資源としての再利用率（市町が回収する資源物のみを対象）

・資源としての再利用率は1.4ポイント増加し、15.4%となりました。

③ごみの最終処分量

・ごみの最終処分量は72.3%削減し、41,940tとなり、既に最終処分量の中期目標（2015年度）を達成しています。

指標名	2002年度 (基準年)	2012年度 (速報値)	2002年度比	短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	長期目標 (2025)	
ごみ排出量 (t)	家庭系ごみ	535,198	459,534	-14.1%	-6%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	178,130	-29.2%	-5%	-35%	-45%
	計	786,733	637,664	-18.9%	—	—	—
資源としての再利用率	14.0%	15.4%	+1.4ポイント	21%	22%	50%	
ごみの最終処分量(t)	151,386	41,940	-72.3%	81,000	55,000	0	

(2) ごみゼロプラン推進委員会における審議状況

第8回点検・評価に向けて、平成25年8月27日に開催した委員会で、平成24年度のプランの進捗状況や県の取組、各主体の取組結果について報告し、委員から意見をいただきました。（別紙参照）

（主な意見）

- ①点検・評価結果を伝える主体を明確にし、ごみの変化の表現方法を精査することで、より相手に伝わる点検・評価となる。
- ②排出量や最終処分量は減少しているが、ごみ処理費用は変わっていないこと等の市町のごみ処理の現状について、廃棄物会計等を活用し、客観的に伝えることで、プランの目標達成に向けた意識向上につながる。
- ③市町や事業者、NPO等の先進的な取組を共有することで、ごみゼロ社会の実現に向けての取組の機運を盛り上げることができる。
- ④出前授業の際、子どもたちに、自分の市町のごみ処理の現状を伝えることで、より「もったいない」という考えが身近になる。

4 今後の点検・評価の作成と公表

- (1) 平成24年度の各主体の取組結果とプランの進捗状況について、11月に開催する委員会の意見を踏まえ、各主体とプランの向かうべき方向が共有できるよう点検・評価を取りまとめ、12月に公表します。
- (2) プランの目標の達成に向け、点検・評価に基づき、今度の取組をより一層推進していくとともに、次年度の取組に反映していきます。

ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第8回点検・評価の概要

1 第8回点検・評価の概要

(1) 数値目標に関する進捗状況

表1 プランの数値目標に関する進捗状況 (トン/年)

指標名	2002年度 (基準年)	2012年度 (速報値)	2002年度比	短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	長期目標 (2025)	
ごみ排出量	①家庭系ごみ	535,198	459,534	-14.1%	-6%	-20%	-30%
	②事業系ごみ	251,733	178,130	-29.2%	-5%	-35%	-45%
	計(t)	786,733	637,664	-18.9%	—	—	—
③資源としての再利用率	14.0%	15.4%	+1.4ポイント	21%	22%	50%	
④ごみの最終処分量	151,386	41,940	-72.3%	81,000	55,000	0	

① 家庭系ごみ排出量

基準年の2002(平成14)年度と比べ14.1%の削減となりました。

家庭系ごみの有料化(8市町)や県内全域に広がったレジ袋の有料化など、ごみ減量にかかる取組が浸透しています。

② 事業系ごみ排出量

2002(平成14)年度と比べ29.2%の削減となりました。

市町における事業系ごみ処理手数料の値上げや事業者自らの発生抑制の取組の促進が見られます。

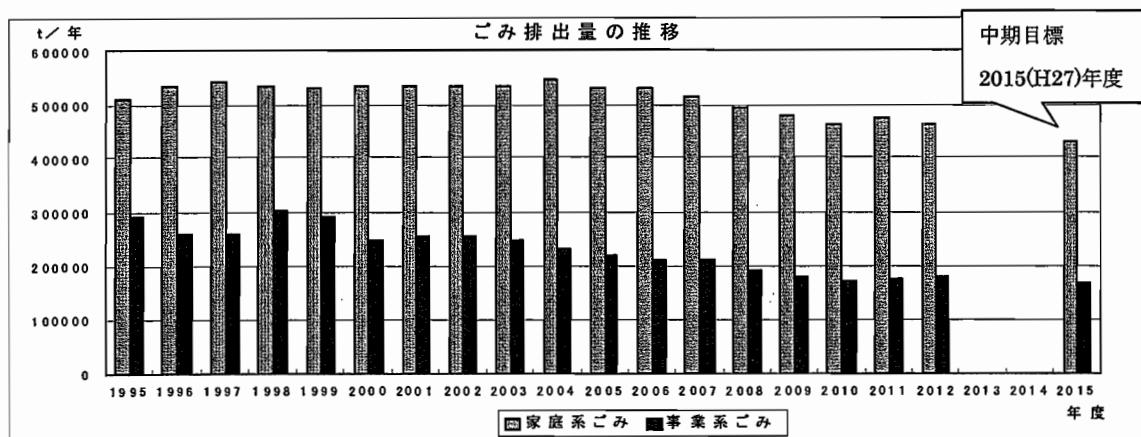


図1 ごみ排出量の推移 (左側：家庭系ごみ、右側：事業系ごみ)

表2 家庭系ごみ有料化の実施状況

	～H17年 度実施	H18,19年度 実施	H20年度 実施	H21-23年 度実施	H24年度 実施	H25年度 実施	検討中	今後検 討予定	検討予定 無し
家庭系ごみ有料 化の実施状況等	4市町	2市町	1市町	—	—	1 市町	0 市町	11 市町	10 市町

表3 事業系ごみ処理料金の値上げ状況

	H15-17 年度実施	H18, 19 年度実施	H20年 度実施	H21-23 年度実施	H24年度 実施	H25年 度実施	検討中	検討予 定無し
事業系ごみ処 理料金値上げ 状況	4市町	3市町	7市町	2市町	4市町	1市町	2市町	7市町
	(14市町(注))							

(注) 名張市が平成19年10月と20年10月の2回、処理料金を値上げしているため、H15-H23年度実施市町数は、15市町となります。

③ 資源としての再利用率（市町が回収する資源物のみを対象）

2002(平成14)年度と比べると1.4ポイント増加し、15.4%となりましたが、短期目標（2010年度）より低い値となっています。

古紙や金属などの価格高騰を背景として、民間リサイクル業者による直接収集等の影響と考えられます。

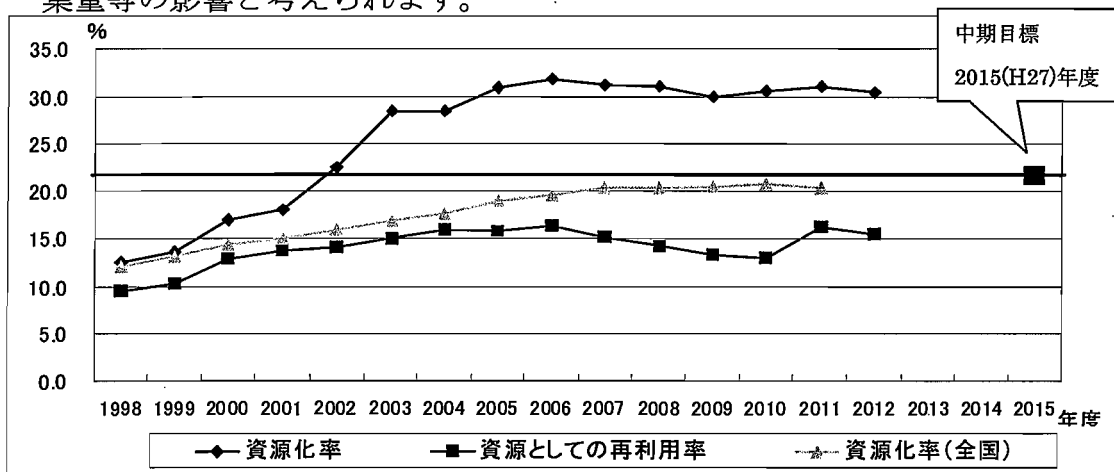


図2 資源としての再利用率の推移

※資源化率には、集団回収量とごみ燃料化施設及び焼却施設からの資源化量を含んでいます。

④ ごみの最終処分量

2002(平成14)年度と比べると72.3%削減し、41,940tとなり、既に最終処分量の中期目標（2015年度）を達成しています。

ごみ焼却残さ（溶融スラグ、RDF焼却残さ）の資源利用や容器包装リサイクル法に基づくプラスチック等の資源化に伴う埋立ごみの減少による影響が考えられます。

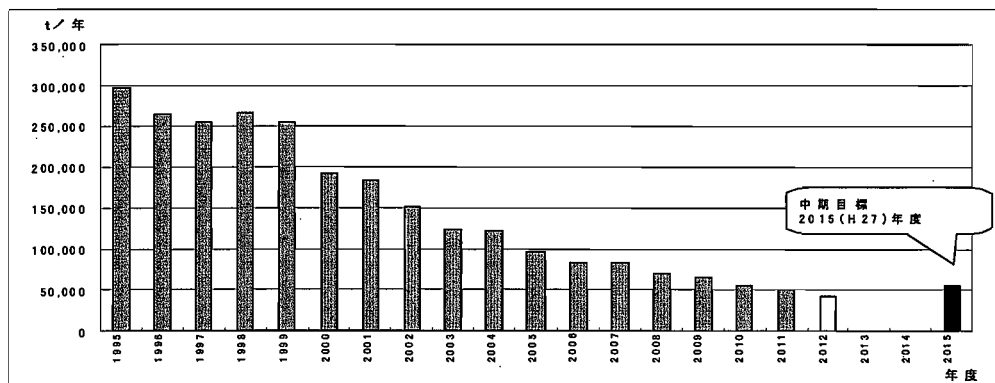


図3 最終処分量の推移

(2) 平成24年度の各主体の取組状況

①事業者（「ごみゼロ社会」をめざす事業所アンケート）

【基本方向2「事業系ごみの総合的な減量化の推進」】

- ・ 紙ごみの古紙回収や分別の徹底を中心とした、廃棄物の減量・資源化が進んでいます。

【基本方向4「容器包装ごみの減量・再資源化」】

- ・ 容器包装リサイクル法の理解が進み、事業者によるレジ袋をはじめとする容器包装の簡素化等の取組が進められました。

②NPO等団体（「ごみゼロ社会」をめざすNPO等団体アンケート）

【基本方向3「リユース（再使用）の推進」】

- ・ フリーマーケットの開催、積極的な出店等の継続的な取組が行われました。

【基本方向5「生ごみの再資源化」】

- ・ 生ごみ堆肥化事業の実施や住民への啓発が継続的に取り組まれました。

③市町（ごみゼロプラン推進に関する市町の取組状況調査）

【基本方向7「公正で効率的なごみ処理システムの構築」】

- ・ 廃棄物会計基準を導入し、ごみ処理コストの見える化に向けた市町ごみ処理カルテの活用等の取組が進められました。

【基本方向8「ごみ行政への県民参画と協議の推進」】

- ・ レジ袋有料化の取組が県内全市町で取組まれました。レジ袋辞退率はおおむね80%から90%で推移しており、取組が地域に根付いています。

④県

【基本方向7「公正で効率的なごみ処理システムの構築」】

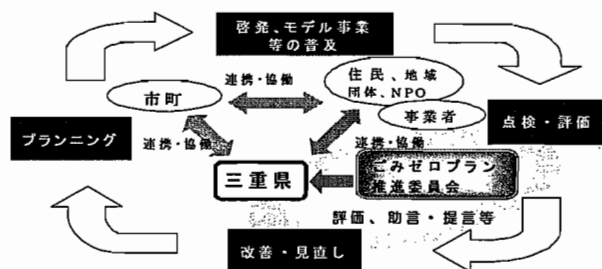
- ・ 平成22年度まで実施した「ごみゼロプラン推進モデル事業」で市町の先進的な取組の支援を行い、得られた成果を整理し、配布することで、市町ごとの課題解決の促進を行いました。

【基本方向9「ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり」】

- ・ 様々な普及・啓発の取組により、県民のごみ減量化に関する意識は向上していますが、意識だけでなく、行動につなげる気運を醸成するため「もったいない」をキーワードとした環境教育の実施に向けた調整・協議を実施しました。

【参考】

①ごみゼロ社会実現プランのPDCAサイクルのイメージ



②ごみゼロ社会実現プランにおける基本方向と取組主体

		集中取組		
		事業者	NPO等団体	市町
基本方向1	拡大生産者責任の徹底	◎		
基本方向2	事業系ごみの総合的な減量化の推進	◎		◎
基本方向3	リユース（再利用）の推進	◎	◎	○
基本方向4	容器包装ごみの減量・再資源化	◎		◎
基本方向5	生ごみの再資源化	◎	○	◎
基本方向6	産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進	○	◎	◎
基本方向7	公正で効率的なごみ処理システムの構築		○	◎
基本方向8	ごみ行政への県民参画と協働の推進	○	◎	○
基本方向9	ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり			◎

◎：特に集中して取組む方向 ○：集中して取組む方向

③ごみゼロプラン推進委員会の委員名簿

氏名		所属団体等	備考
県民	高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長	副委員長
	亀井 静子	生ゴミリサイクル亀さんの家	
事業者	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社執行役員総務部長	
	堀川 勉良	井村屋株式会社 生産管理技術部長	
	片野 あかね	有限会社三功 取締役常務	
広域団体・NPO	小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会	
	新海 洋子	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ	
学識者	岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	委員長
	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	
市町	川崎 力弥	三重県清掃協議会会長市 (いなべ市市民部生活環境課長)	
	名和 健治	三重県清掃協議会副会長市 (名張市生活環境部環境対策室長)	

1.3 各種審議会等の審議状況について

(平成25年6月4日～平成25年9月12日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成25年9月11日
3 委員	会 長 内田 淳正 委 員 馬岡 晋 他27名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について答申されたほか、三重県環境基本条例の改正の考え方について意見交換が行われた。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	平成25年6月4日、8月21日
3 委員	部会長 朴 恵淑 委 員 木村 夏美 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について(最終案)」について審議された。
6 備考	

3 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成25年8月7日
3 委員	会 長 宗村 南男 委 員 藤内 隆志 他10名
4 諮問事項	学校法人の寄附行為認可(設立認可)について等15件
5 調査審議結果	学校法人の寄附行為認可(設立認可)、幼稚園や専修学校の設置等について審議され、15件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	

4 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	全体会：平成25年7月24日 文化交流ゾーン検討部会：平成25年8月23日
3 委員	会 長 速水 亨 副会長 豊田 長康 委 員 秋吉 久美子 他12名 (検討部会) 部会長 豊田 長康 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	全体会:文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方を調査・審議するため、文化交流ゾーン検討部会を設置することが承認された。 検討部会:文化交流ゾーンのめざす姿、ミッション、具体的な連携方策等について意見交換が行われた。
6 備考	

5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成25年6月26日
3 委員	会 長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委 員 岸 葉子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成 24 年度アクションプログラム及び平成 25 年度アクションプログラム、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について協議、意見交換が行われた。
6 備考	

6 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成25年7月15日
3 委員	会 長 石原 義剛 副会長 岡野 友彦 委 員 伊藤 英子 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成25年度美術館事業進捗状況について意見交換が行われた。
6 備考	

7 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成25年6月27日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委 員 鈴村 恵理 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力の装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく温泉の動力の装置に係る許可申請(松阪市内1件、伊勢市内1件)について、温泉のゆう出量等への影響等が審議された。
6 備考	

8 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成25年9月5日
3 委員	会 長 川口 節子 委 員 荒木田 豊 他18名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの進捗管理等について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	

9 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会：平成25年8月21日、9月3日 第1部会：平成25年7月3日、7月16日、8月1日 第2部会：平成25年7月3日、7月23日、8月6日 第3部会：平成25年7月12日、7月30日、8月9日
3 委員	会 長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委 員 伊藤 和子 他17名 (第1部会) 部会長 濱口 和美 他6名 (第2部会) 部会長 前山 都子 他6名 (第3部会) 部会長 川口 節子 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	全体会において、男女共同参画施策の実施状況の評価（案）及び知事への提言（案）が検討された。 各部会において、男女共同参画施策の平成24年度実施状況についてヒアリングを実施するとともに、評価（案）が検討された。
6 備考	

10 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成25年7月1日
3 委員	会 長 鈴木 英敬 三重県知事 会長代理 竹内 望 環境生活部長 委 員 片倉 和弘 他16名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成24年度三重県交通安全計画実施結果の報告がされたほか、平成25年度三重県交通安全実施計画案が審議され、承認された。
6 備考	